

質問内容

Q

定款変更の効力発生時期について

中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するか。

回答内容

A

定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決議を終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することとなる。

Coffee break

●今年度から新規に～コーヒブレイク～を設けました。 Vol.2

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご覧ください!

連携支援部 書記 青柳 明子

連携支援部の青柳と申します。昨年10月より中央会職員として採用され、上司や先輩職員だけではなく当会会員組合の皆様からも暖かいご指導を頂きながら、日々業務に励んでおります。

そんな私ですが、第二回目のコーヒブレイクの当番となり、何を書いたものか…と頭を悩ませておりました。色々迷いましたが、「私が最近気になっていること」を、僭越ながらこの場をお借りしてご紹介したいと思っております。

みなさまは、「アサーショントレーニング」という言葉を耳にされたことがございますか?コミュニケーション研修などでよく取り上げられるテーマなので、ご存知の方も多いかと思っております。

アサーションの定義については様々な表現がありますが、「自他尊重のコミュニケーションスキル」とされることが多いようです。簡単に申しますと、「自分の気持ちも、相手の気持ちも大切に自己表現」のことです。

自己表現には、大きく分けて以下の三つのタイプがあるとされています。

- ①ノン・アサーティブ (非主張型) →
自分よりも他者を優先し、自分を後回しにするタイプ
- ②アグレッシブ (攻撃型) →
自分のことだけを考えるタイプ
- ③アサーティブ (相互尊重) →
自分のことを考えるが、他者も配慮するタイプ

日本人はなかなか「ノーと言えない、断れない」と言われますが、上記のタイプだと②に該当します。相手への気遣いによるものだと思うのですが、正直疲れてしまう時もありますよね。そこで、③のコミュニケーションを目指し、お互いが気持ちよく過ごすことが出来るようにするのです。

事例等をご紹介したいところではありますが、字数制限の関係で簡単にご紹介のみとなってしまいました。参考書籍も様々出版されておりますので、もしよろしければぜひご覧になってみて下さい。色々書いてみましたが、斯くいう私も目下勉強中です。不適切な表現等ございましたらご容赦頂ければと思います。

最後までお読み頂きありがとうございました。これからも、中央会職員として精一杯努めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。